

令和元年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和元年9月 3日

閉 会 令和元年9月 6日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月5日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

中 川 悟 君

議 会 事 務 局 次 長

坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番

森 弘 美 君

6 番

吉 田 勉 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 坂本 豊 議員

第4 一般質問 2番 川崎憲二 議員

第5 一般質問 3番 久慈省悟 議員

午前9時34分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は5名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） おはようございます。1番小鹿重一です。

きょうは、2点について質問いたします。よろしく願いをいたします。

まず、除雪車と列車の衝突事故についてということでございますけれども、今回は、この事故はずっと以前に取り上げてきたのですけれども、まだ決着がつかないということで、決着がつくまで質問しませんよということでしたけれども、裁判という話になりましたので、お聞きしたいということでございます。

事故は、平成28年1月の17日に発生したものでございます。除雪車の運転手が燃料切れに注意する義務を怠ったことが原因として、J R東日本が運転手を雇っていた村に、約4,000万円の損害賠償を求めて青森地裁に平成31年3月27日付で提訴したことが、平成31年4月23日の東奥日報朝刊で報道されました。

訴訟になった場合は、こうなるであろうということは、議会に対して資料の提出とともに説明もありましたので、おおよそのことは理解をしております。ただ、村民は全くわからないことであり、村の持ち出しはどのなのだろうとか、裁判の費用は幾ら必要になるのかなど心配しています。

そこで、なぜ訴訟になったのか、また賠償額、弁護士費用等についての村の持ち出しがあるのか、さらには和解あるいは控訴する場合は議会の議決が必要になるのか、お伺いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 事故車両に保険加入している共栄火災海上保険株式会社とJ R東日本とで損害賠償額についての協議を重ねてきましたが、双方が納得せず折り合いがつかなかったため、訴訟に至っております。

賠償額、弁護士費用については、保険会社が全額を負担するため、村からの持ち出しはありません。和解あるいは控訴する場合は、議会の議決が必要になります。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 弁護士を代理人として裁判の対応をしていると思いますけれども、今回は村だけが提訴されたのか。それがまず第1点。

それから、またこれまでも何回か裁判において審理されたと思いますけれども、傍聴には行ったのか。また、裁判の見通しはどうか、お願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 提訴されたのは村だけになります。

傍聴については、第1回目、第2回目、口頭弁論がありましたが、行っておりません。第3回目については9月9日月曜日に行われます。

以上です。（「裁判の見通しはどうでしょうという」の声あり）

それについては、弁護士さんにお任せしていて、ちょっとここではわかりませんのでお答えできません。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） これはどうのこうのという話以前に、こういうようなことが新聞で報道されますと、非常に村民の人たちは心配して聞いてくるわけですので、何らかの村の対応といたしますか、こういうようなことはこうですよと。係争中の案件ですから、それにかかわらないような、その村の対応というの必要なのかなというように思っていましたので、もしこれからもそういうようなことがありましたら、対応を考えていただければと思います。

このことについてはまだこれから時間がかかるようですので、また決着がつけば、再度質問いたすことにしたいと思います。この件については終わります。

次に、第2点についてでございますけれども、転作作物のソバの産地交付金についてでございます。

平成30年度のソバの作付面積は284ヘクタール超となっております。それで、村内の水田の27.9%、それから転作面積の54.4%を占めているわけです。産地交付金の交付要件は、これまでは課題を排水対策としていましたが、定着度が高いことから、平成31年度より土壌改良等の土づくりメニューなど、ソバの生産性向上に対する取り組みが必要だということで、20%ようりんを施用させているわけです。これは、生産者がプラウ耕、

埋め立て播種、弾丸暗渠などについて、誰もが簡単には取り組めないために、容易に取り組みが可能なようりの施用になったのは、理解をしております。

そこで、このことは産地交付金の交付を受けるためだけの対策のように見えるし、聞こえるという声もあるわけですので、そこでようりの効果と、毎年施用していくことについて問題がないのかどうか、わかる範囲でお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えします。

ようりの使用は、確かに産地交付金を受けるための要件の1つにはなっておりますが、そのためだけというわけではなく、ようりの施用により圃場の地力を高め、根・茎を丈夫にし倒伏防止につながり、品質をよくし増収が見込めます。また、継続的な施用に関しては問題がないことを確認しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 生産性向上対策ということで、ようりの効果は今説明のとおり、あるということでございますけれども、ようりの施用そのものも定着度が高いと判断されるのに、それほど時間を要しないのかなという感じがしているわけです。このことは、国の政策だと思えますけれども、生産者への産地交付金を減らしていくようにしか思えないわけです。

そこで、行政としても、村の転作対策、いわゆる生産者がお金を取れるようにという対策・対応をしていただきたいと思うわけですが、村長からひとつご見解をお伺いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） このソバの生産ということに対しては、今まで議員のおっしゃったように、いろいろな、弾丸暗渠でありますとか、暗渠、開渠・明渠の含めての暗渠対策、これらをやってきましたが、どうしてもその生産量というのがふえてこないというところが、一番の今の目的なんじゃないかなというふうに思っています。

要するに、生産量をふやして収入をふやすことによって、国のほうも、ソバの転作に対しての交付金が少なくなるということなのですから、そういった点では、財源的には有利になるんじゃないかという、私はそういう思惑があるんじゃないかというふうに思っています。

農業再生協議会というのをごさいますて、その中でこのようりの話が出たわけでごさいますけれども、私のほうから、農林水産省青森県支部、支部でしたか、ちょっと名前は忘れましたが、そこの担当者の方にお伺いしました。ようりをやるのにどのくらいかかるかという、1反歩、大体5,000から6,000円くらいかかりますということでしたので、じゃあうちのほうの残渣肥料を使ってそういったことができないだろうかということになったのですが、それを使うにしても、ようりを使うのと、若干その実証実験しないと、それは何とも言えない部分があるということでごさいますので、我々としてはやはりソバの生産量を、せつかく作付しましたので、いずれにしてもソバの生産量をふやすような政策をしていかなければ、この単なる交付金の受領に関するものというふうに思われてしまうということですので、できればようりのこのことについて、農家の皆さんが、協力いただいて、それで生産量をふやしていただければと、こう思っております。

村には、そのソバに対して助成するかどうかというのは、今後やはりもう1回考え直ししないといけないだろうと。230ないし240ヘクタールありますので、考えていかなければならないことだと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） よろしく願いをいたします。

ちなみに、今年度のようりはどのくらいの面積に施用されたのか。もし集計ができておりましたら、お願いします。

また、今年度のソバの産地交付金の単価は幾らですか。お願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） ソバの作付面積に対してのようりの施用率は、今手元にありませんけれども、中には弾丸暗渠や埋め立てをしている人もいますので、100%ではありませんが、かなりの率で施用されていると思います。

産地交付金の単価ですが、県設定2万円、そのほか村設定分でマックス7,000円にはなっていますが、実際は五千幾らぐらいになると聞いております。

以上です。

○議長（木村 修君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 質問は終わりましたので、例えば2万5,000円ぐらいだということ

とになると、約1,900円のようにんを使った分が、メリットとして出てこないということになるのではないかなという感じがします。今までであれば、暗渠をやっていることだけで2万5,000円もらえたわけですから、ことしはあくまでも生産者が1,900円お金を払って、要するにこの2万5,000円をもらう。2万7,000円であればまだいいのですけれども、そういうことなので、ひとつ。

それから、ことしは非常に天候に恵まれて、ソバの生育は、見た目だけでは非常に全地域よく生育しています。そういうことで、例えば今度は逆に刈り取りが間に合わないとか、乾燥機が間に合わないとかというようなことが心配されてくるのかなという思いもありますし、恐らくソバもこの面積がそんなに変わることはなく推移していくと思いますので、何とかそこら辺、蓬田村の主転作作物のソバを第一に念頭に置いて進めていっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（木村 修君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。

これより、私の一般質問を始めます。

今回は、広瀬地区村道7-3-8の道路整備の必要性についての質問をいたします。

この村道は広瀬川沿いに7-3-4と高根通りのほうの7-3-7の間にあり、国道280号線ともつながっております。国道側には、民家の敷地とつながって、村道にまたがって消火用防火水槽が設けられておる場所です。また、広瀬川沿いのほうには、村の竜神様、広瀬自治会の竜神様があり、また両側には畑になっておりまして、全く整備されておらず、草木が生い茂り、境界線も確認しにくい状態にあります。

さらに、防火上の観点から見ても、アスファルトを敷いたU字溝を入れて工事が必要だと私は判断しますが、今回、議会に補正予算の中に、この村道の予算が計上されており、一般質問と前後しましたが、どのような工事内容の予算なのか、詳しく説明していただけますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 令和元年度9月24日開催の行政懇談会において、村道7-3

ー 8号線の未整備舗装道路のでこぼこを平らにし、その上に碎石を敷いてならしていただきたいという要望がありましたので、今定例会に延長120メートル、工事費で104万5,000円を計上しております。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 碎石を敷いて、ならして処置をするというような内容でありましたが、私その農家の方、また道路に面している民家の方と話をしましたら、いろいろ問題がありまして、その連合自治会の中で、その整備をお願いされた、今話をされたような整備をされた条件では、碎石も大雨が来ると全て流れてしまう。また、それがその両側の畑のほうに流れ出て、耕作者が非常に、多大な迷惑をかけていると。まして、この草木に関しても、今まで村のほうで、その村道の草刈りを一度もやっていない、近隣の人たちが自発的に草刈りをして、何とか通れる状態を保っていると。

また、境界線の、民家の方に聞くと、1メートル20があったとか、2メートル幾つがあったとか、定かでない情報が錯綜していますので、今まだ目で確認できるうちに境界線そのものもはっきりさせなきゃいけない。

一番問題なのは、国道280号線の側にある民家と村道の境界線が全くわからない状況にある。なぜかという、その民家の方が自分の土地にアスファルトを敷く際に、村道にも続いてアスファルトを敷いてしまっていると。結局、境界線が全くわからないという状態になっています。また、村道側に簡易的な水道蛇口もつけてありまして、それも邪魔だとか、そういうことではありませんけれども、防災時のことを考えますと、いろんな面で問題があるのではないかと。そういったものも撤去をするなり、移動するなり、そういうものを図り、民家のほうに水害の水も行かないように、畑のほうにもまた水が相当流れているという苦情が来ますので、やはりこれは簡易的なアスファルトでも、別に車が歩くわけではありませんので、簡易的なアスファルト舗装と、そのU字溝を入れた工事は私は必要ではないかと思いますが、その辺はどうお考えになりますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） まず、道路の補修工事を完了した後、ちょっと様子を見て、それを見て前向きに検討していきたいと思います。

○議長（木村 修君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、1次工事と言っていいのか、まずこの最初の工事を完了させて、その状態を見て、今後の状況を判断したいという答弁でありました。つけ加えて、

先ほどもちょっと触れましたが、防災上の問題、当然、大きな災害があれば、村民が、住民がその道を通って避難に使える道でもある。また、消火の際には、貯水槽に広瀬川から直接水を補給するという、重要な村道になります。そういう観点からも、ぜひ早目のアスファルト舗装とU字溝の対応を求めたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第3、7番坂本 豊君の質問を許します。

○7番（坂本 豊君） おはようございます。日本共産党の坂本 豊であります。

まず、最初に学校給食費の無償化について質問をいたします。

以前にも同じ質問をいたしました。憲法では義務教育費は無償とするとあるわけです。これが根拠になっているわけです。無償化を議論すると、食べるものだから自分で負担するのが当然だという話が出てきます。しかし、私はこれは間違いだと思います。給食費は法律で材料費だけ保護者が負担しているからであります。材料だけで給食はできません。設備やそれを調理する人たち、運搬する人たちがいて初めて給食ができるからです。半分の負担は税金で賄っているのですから、全額を負担して初めて保護者が負担していると言えると思います。初めから補助金で給食がつくられていますから、保護者の負担を軽くしていくことを求めることになるわけです。

現に蓬田村では、消費税分として20円を村で負担をしています。最終的には完全無償化を求めるわけですが、子育て支援ということと少子化対策として給食費の無償化を求めているわけです。

県内でも、2018年5月段階で、全額無償としているのは、七戸町、東北町、六ヶ所村、南部町、新郷村で、半額助成しているのは今別町です。そして、補助金を出しているのが、平内町が10円、蓬田村が20円、外ヶ浜町が小学校140円、中学校が150円、西目屋村が25円で無償があり、無償があるのは10の自治体になります。

無償化をすることで、蓬田村の評判は悪くなることはないと思います。財源は約1,000万円で実現可能ではないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 現在の給食費は、食材費分を負担していただいていることか

ら、先ほど議員からもありましたとおり、1食分、小学校は250円、中学校は290円となっております。そのうち子供たちの分は1食20円の助成を行ってきているところがございます。

子育て支援を考慮して今後負担軽減などの支援を検討したいと考えてございますが、仕入れ先からも食材の高騰、値上げが予想されることから、それを考慮に入れて検討したいと考えております。

ただ、無償化についてはもう少し議論が必要と考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 県内を見ても、無償化している自治体は村が多く、南部町は町ですけれども、比較的大きくない自治体が主であります。それは、人口が少ないために予算も少なく済むということが、私は理由だと思います。青森市などで無償化をすると億単位のお金がかかるわけで、なかなか踏み込めないのが現状ですが、村の、小さな村の特性を生かして、やはり、何回も言いますけれども、この村で子育て支援、蓬田村は学校給食費を無償化しているという評判が立つと思います。1,000万円といえば大した金額ですが、村の財政、基金を20億円もため込んでいます。それを有効に使うということも必要ではないでしょうか。そして、起債をしながら中学校の海外視察には毎年500万円も使っているわけです。

そういうことを考えますと、給食費に無償化をすることで1,000万円ですから、仮に半分の500万円を使ったとしても、かなり安く保護者の皆さんが喜ぶ給食費になると思いますので、ぜひ再考をしていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いできませんか。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 給食費の設定については、県内で小学校で大体237円から310円、平均が270円、中学校で262円から330円で、平均が290円になっております。蓬田村は小学校が250円、中学校が290円です。ということで、平均より下回っているような状況であります。さらに、副食だけでこの設定をしているので、十分給食の栄養のほうはとれているということでもあります。

今後、現在の給食のメニューを維持して負担軽減を検討し、他町村より子育て支援の充実を図りたいということで考えております。無償化の自治体もございまして、まだほ

とんどの自治体が給食費を、当村より高くいただいている自治体も多数ありますので、今後、他町村の状況を把握しながら、この辺は検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 先ほど憲法で義務教育費は無償とするということですが、小中学校においても給食費の負担が4,000円ほどで、1カ月、かなりの負担が占めています。ですから、学校の経費の主なもの給食費になるわけです。ですから、その部分を軽くするということが必要ではないかと思えます。

学校給食法では、給食の材料費は保護者の負担とするというふうにありますけれども、決してこれを額面どおり捉えるということになれば、保護者からは当然取らなければならないというふうに判断しているのか。そうであれば、今現在、村でも20円補助しているわけですが、それも違反ということになってしまうわけですが、その学校給食法の関係からいけば、補助金を出すということは違法になると考えているのか、お答えを願います。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

村長。

○村長（久慈修一君） 今議員のほうからご質問があったとおり、私も以前調べたことがございまして、材料費は保護者負担とするというような内容のものがあります。しかし、各市町村のその実際の運用を見ますと、これが補助すると、いわゆる助成するという形でこれが行われているというのは伺っています。

したがって、我が村も今の子育て支援という形からいくと、その助成する方向では動かなきゃいけないということにはなりますけれども、やはり私どもが助成しますと、何か恩を売るような話だといけない。やはり学校側と、あるいは保護者の方と、そういったことをきちんとしないと、例えば、ただだから食べねば食べなくてもいいとか、勝手なことをされると、これもまた困るわけでございますので、ちゃんとしたそういう給食のあり方を検討しながらやらないとまずいかなというふうには思っています。

ただというのも、私も本当は引っかかるのでございますけれども、坂本議員はただにすべきだという意見でございますので、この辺も含めて学校側、あるいは保護者とお話をしたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 私は、4回目ですので質問はできませんけれども、今すぐ全額無償化にしろと言っているわけではなく、前も、段階的に低くしていくと、そういうのがベストではないかと思っているわけで、何事も余り急激にやるとショックが大きいので、少しずつ安くしていくと、そういうことでいいのではないかと思います。村長もそのように以前答弁をしていましたので、依然として遅々として進まないこの行政に対して、本当に怒りを覚えるものでありますので、何とか前向きにやっていただきたいと思いません。

次に、消防団への報酬引き上げについて質問をいたします。

昨年の9月議会の決算委員会で、村長は消防団員の報酬、そして出動手当については見直しをしたいという意向を持っていると答弁をしていたわけですが、そして、その時点では、来年度の当初予算で検討したいと言っていたわけですが、まだ報酬引き上げが出てこないで、今また質問をしたわけですが、これについて計画はないのか。その点についてお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） お答えいたします。

報酬等については、平成27年4月に改定をされて、今現在の金額になっております。隣接町村の動向を見ても、まだ東郡の隣接町村の額が改定はされていないようであります。昨年度、決算審査の質問のときに、報酬の改定について検討をするということで回答いたしておりますけれども、一応やはり同じ地区の消防団員ということでもありますので、今後も隣接町村の動向を確認しながら、今後も検討していきたいと思いません。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 村長はこう答えていますね、決算委員会の話ですが。「9月の決算議会の中でのやりとりということで言えませんが、できれば来年の当初予算でそれを反映させれば、くどくなりましたが、報酬と出動手当については見直しをしたいという

意向を持っています。以上です」というふうに答弁しているわけです。今総務課長が、近隣町村の動向というふうになります、もう前から近隣町村とは大きな隔りがあるわけです。

ちなみに蓬田村の団員1人の年間報酬は1万2,000円、出動手当が1,600円。それに対して、外ヶ浜町では2万円、出動手当が2,500円、平内町では2万1,000円、出動手当が1,500円、青森市が2万2,100円、出動手当が2,170円、今別町が我が蓬田村と同じ1万2,000円に対して、出動手当が1,600円というふうになっているわけで、今別町以外は大きな隔りがあるのは事実なわけです。

それにもかかわらず、このように見直しをしないということに、私は大きな疑問があるわけです。ぜひこれを引き上げていただきたいと思いますが、財源はないのかどうか。答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 確かに隣接町村と大きな隔りだと申しますけれども、実質は団員報酬、年報酬の部分ですけれども、それは8,000円以上の開きがありますけれども、実際その出動手当になりますと、例えば平内町さんから見ると、こちらの今別・蓬田のほうは100円実際高いと。隣の外ヶ浜町さんのほうの2,500円にはちょっと手が届く状況ではありませんけれども、そこそこそれなりの費用弁償なりの報酬になる金額は支払われているのかなと思われましても、財源的な話ですけれども、財源的なものに関しては、どのみち一般財源なので、財源に別に枠があるということではありませんので、この後、町村間の均衡を見ながら、見直しをする場合はその金額で見直しをできること状況にはなっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ぜひ早急に見直しをして、来年度の予算では反映できるようにしていただきたいと思います。ちなみに消防関係の交付金というのは来ているわけですよ。それは青森市などとやっている広域消防事務組合、広域事務組合のほうにも多額の負担金が行くわけですが、我が団員の報酬、その基準というのは、交付税の中では幾らぐらいになっているのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 交付税の中に含まれているという形で話はありますけれども、

実際その含まれている部分についての金額の明示されているものはございません。

それから、補助金、石油備蓄とかという形の補助金として来るものに関しては、装備充実のための資機材に関して、消耗品なり備品なりで充当しておりますので、この報酬とか費用弁償に関しては、まるっきりの一般単独の単費なので、地方交付税の中に全部含まれているという形で明確にはなってございません。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ぜひ村長の答弁のとおり、今度は来年度の予算でぜひお願いしたいと思います。

次に、3番目の農業者支援についてお伺いをいたします。

後継者不足で、このままでは蓬田村の農業は壊滅状態になってしまいます。現在、主な農業経営者の年齢というのは60歳、70歳代に入っているわけです。そして、20歳、30歳代の後継者は数が少ないため、5年、10年先は70歳代が中心になってしまうおそれがあります。1975年には638戸の農家が、今、昨年2018年には137戸にまで減っています。このまま進むと、私の予測では、2020年には100戸を切り、2027年には50戸に減ってしまうと予測をしています。

農業後継者が残れる魅力がある産業にするために、行政は農業への援助が必要ですが、村独自の援助も必要だと考えます。今手を打たないと手おくれになってしまいます。農業が人間の生きていくための食料を生産するということが、本当に忘れ去られているように思います。農業を大事にしない国の農政もそうですが、農業を大事にしない昔からの風潮というのは、ぜひ改めるべきであります。今の村の財政では十分援助をする力はあると思います。この考えは村長にあるのか、まず答弁を求め、また農業関係の交付金というのは幾らあるのか、答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えします。

村独自の農家への助成といたしまして、機械導入と農業資材への助成ができないか、今現在検討しているところです。

農業関係の交付金ですが、主なところでいいますと、平成30年度の産地交付金が7,746万2,850円です。多面的機能支払交付金が平成30年度で4,510万9,660円となっております。

以上です。（「地方交付税の農業関係の予算、金額というのはわかりますか」の声あり）

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 地方交付税の中に関しては、ちょっと今把握しておりません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 私は前にも、10アール当たり水田農家に対して4,000円の直接支払いを村独自の制度として求めているわけです。また、この考えはないのか、改めてお聞きいたします。

蛇足ですが、アシストには毎年3,000万円近い補助金を出しています。基幹産業の農業はなぜ出せないのか。そうでなければ、以前、米の価格が大幅に下落をして、1俵当たり7,300円になったときには、たしか航空防除への助成が行われました。

外国の農業というのは補助金が当たり前になっています。それだけ農業を大事にしているからであります。農業への助成をばらまきと批判する人もいますが、それは財界です。自分たちは国の補助金を多額にもらいながら、農業への攻撃を繰り返しているわけです。それは、行く行くは農家がいなくなったときに、農地をひとり占めにして農業を大企業が独占しようとしているためであります。今、世界の農業は家族農業が中心になっています。後継者が残れる魅力のある産業にして、若者がこの村に定住できる政策をぜひ求めますので、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 1反歩当たり4,000円の直接の交付金ですが、実際これが可能なのか、他の産業となじむのか含めて検討させて、考えさせてください。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 前にも、この10アール当たり4,000円の直接、村独自の支払いを求めているわけですが、何か外ヶ浜町では以前から行っているという話で、村との面積の違いで、蓬田村ですと、まず2,400万円ほどかかるわけですが、外ヶ浜町は水田面積も村よりも少ないために、それよりもずっと少ない金額で行えると。それに、財政規模も違いますから可能だということではありますが、蓬田村でもそのぐらいの農業者が今現在、130名ほど水田農家がおりますから、それに対する助成というのは、私は財政的にも可能だと、そのように思うわけですね。それをぜひ実現できないのか、再考していた

だけないか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 外ヶ浜でやっているとお聞きしましたが、実際どのような交付条件とかになっているのか調べて、うちのほうと合致するのか、実際、本当に実施できるのか検討させてください。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に移ります。4番目の除雪車両車庫建設についてお伺いをいたします。

まず、建設場所が長科になっていますが、地元長科の住民からも反対の声が聞かれています。農地改良を行うには、事前に隣接の所有者や耕作者の同意が必要ですが、そこは同意を受けているのか疑問なわけですが、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 農業委員会に確認したところ、農地法では、農地から農地以外のものに変更するときは、転用の手続が必要ですが、田から畑、畑から田へと、農地から農地へ変更する場合は、盛り土、掘削をしても、転用の手続は必要ありません。

また、農地法では、農地改良に関する要項が記載されておらず、改良する農地の手続は必要ありませんので、隣接する所有者の耕作者の同意を求めてはおりません。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 前、副村長がこの説明会のときに、農地法4条、5条というものを示して、課長が答弁したように、水田から畑にする、土砂を入れるときは、農地転用に当たらないので、農業委員会の許可も要らないという答弁でありましたが、確かにそのとおりだと思います。ただ、その水田から畑にするために土砂を入れることに対しては、良質な土壌でなければならないというふうになっているわけです。ましてや建設現場で出た廃材とか残土などを入れるということは、水田から畑への転用としては認められない。ですから、そういうものは転用に当たらないので、農地転用をしなければならないというふうになるわけです。

ところが、現在、長科のその埋め立てられている土地というのは、果たして良質な土壌が入っているのかどうかということが問題になるわけです。それをどのように、誰が入れたのか全くわからない状態ですので、その辺についても、今課長が答弁した農業委

員会の許可が必要でないとか、そういう隣接者の同意が必要ないということですが、その入れた土壌が問題だということです。その辺は調べているのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 坂本君、③に今の質問の事項がこうあるのだけれども、どうしますか。

○7番（坂本 豊君） それはそれでまたやります。今答弁したので、答弁に対する質問ですので。（「1番の2回目ということで、いいですね」の声あり）そうですね。済みません。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 入れた土壌については、何が入れたとかについては把握しておりません。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。①、今3回目。

○7番（坂本 豊君） ①の3回目です。私、ちょっと資料を忘れてきたのですけれども、岐阜県の羽島市の農業委員会に電話しました。そうしましたら、そのホームページには、水田から畑に土壌改良する場合は、良質な土壌でなければ認められないと。それ以外は農地転用が必要だということが書かれているわけで、蓬田村の農業委員会ではそのようなことは規制はないと思いますけれども、基本的には農地ですから、そういう建設廃材とかを入れるというのは、全く問題外だということになっています。

ですから、ここの部分に関して、反対の声があるという話が出ましたけれども、実際に埋め立てをしていたときに、地元の農家の人がそれを、何が埋められているのかを目撃しているわけです。ですから反対をしているわけですね。それは今でも証言がとれるわけです。そういう土壌以外のものが入れていたと、それに関しても役場は関知しないと云えるのかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もちょうと現場には立ち会えなかったのですが、写真を確認いたしました。今坂本議員がおっしゃっているように、その農地、例えば水田から畑にするのに埋め立てをする、埋め立てをするのにその何かを埋め立てていたものを目撃したので反対しているというふうな、そういった意見でございますけれども、それを埋め立てするに当たって、私は田んぼ、あの写真を見させていただいて、田んぼなり、その地

盤の緩いところには、私ども一般的にはだま石なり、そういった大きい資材というわけじゃない、何ていうんですかね、そういった活用しなきゃいけないようなものを材料はやる場合があるということでもあります。それで、掘削したのを見ますと、あの下の方に入っているということは、やはりその土を埋めるために、車が入るためには、どうしてもそういった資材を入れなければならない。

もし産業廃棄物全体を投げていたのであれば、あの土地全体に恐らく廃棄物がいっぱい入っていきやいけないはずだと、私はそういうふうに理解したわけでございまして、なぜ、どういう経緯でそれが埋め立てられたかとなりますと、やはり平成、私の記憶では、バイパスが開通になったのが14、5年のあたりだったように思うのですが、その以前にそれが埋め立てられていたということで、今それを私ども試掘して確かめてみたわけですが、どういふ経緯でなったのかというのは、やはり本人なり、そういった土地の所有者なりがよくご存じだと思いますので、そこについては私ども行政の立場としては言えないと。ただ、その土地が建設機械の格納庫にとって支障になるのかどうかということは、やはり設計屋といいますか、そういった形のものにきちんと問い合わせをしなければいけないだろうというふうに、私はそういうふうに思いました。

決められた、例えば今、坂本議員がおっしゃったように、岐阜県ではその埋め立てをするのに土砂が、土砂というか、質、土質がこうでなきゃいけないというような我がほうではそこまで決めていませんので、当時もそういうのがあったかどうか、そこまでは確認できませんので、ここではとりあえずは産業廃棄物を捨てたというふうには私は解釈できないんじゃないかなというふうに理解しています。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問の項目があるので、重複してしまったわけですが、2番目の、まず読み上げますけれども、地目が水田で現状が畑であるという感じで説明されたわけですが、この埋め立てをした経緯が誰もよくわからないということで、農業委員会で許可とか申請とかはあって合法的に行われたのかということについてまず、答弁もされていると思いますが、もう一度、この部分について答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） ここが埋め立てられた経緯については、農業委員会には資料が残っておりませんので、農業委員会に残っている資料といたしまして、一時転用

のことを説明いたします。この土地は22年12月22日から平成28年1月26日まで一時転用されてきました。平成22年9月9日に村農業委員会に一時転用の申請がありまして、同年の11月24日に同意をしております。その後、同年の12月22日に県知事からの許可が出ています。この許可は平成25年12月21日までの一時転用の許可でしたが、平成28年1月26日まで延長したいとの申請が平成25年12月5日に村農業委員会に出され、同年の12月19日に同意、平成26年1月27日に県知事から許可が出ております。その後、使用の終了に伴って、構造物が全て撤去され、27年5月8日に完了届が県知事に出され、転用の完了となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） その転用が許可になっているというのは、種目としては何の許可がなっているわけですか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） 利用目的としまして、工事のための建設機械のリースのための置き場が利用目的となっております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 質問が（「3回目」の声あり）複雑になってしまったので、3番目のことでいきます、済みません。

地目がいまだ水田のままというのが現状なわけですよ。それで、地目は水田ですが、見た目が畑というふうになっているわけです。私はこの農地転用が全然行われていない段階で、そのようにいるということが大きな疑問なわけです。現状は水田なわけですが、誰がどう見ても土砂を埋めて畑にしたので、農地改良で畑にしたと言っているわけですよ。でも、表面は砂利が敷かれているし、とてもじゃないが畑には見えない。だから、現状は畑ではないわけです。ですから、農地転用が必要なわけですが、それが全くなされていない、そういう土地なわけです。

ここを村が車庫の、建設車両の車庫にするということが大きな問題だと言っているわけです。なぜこのように、こういう地元の住民からもいろんな意見が出されている場所につくらなければならないのか、なぜ固執をするのかということが疑問なわけです。

ここで、前にも私、村長に聞きました。この土地の所有者と村長のかかわりは何なのかと。ここに疑問があるので、伺いを前にいたしました。選挙のときに応援してもらっ

た、そういうのが感じられるのではないかということに対しては、そういうのはないと言いました。その辺についてもう一度答弁をお願いできませんでしょうか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今坂本議員から、村長の応援、選挙の応援でということはないということで、前にも申し上げたところではございます。まして、私がこの土地を選定するのに当たって、自分がここの土地を選定したわけではございません。あくまでも担当の原課、建設課と、それから依頼をした業者と、全て現地をやって、都合15カ所を選定したうちで評点をつけた結果が、ここが一番いいという結果を得たということなのであります。決して、そんたくという言葉は合うかどうかわかりませんが、そういう意味で、そこを選ばせたとか、そういったことでは全くありません。

ただ、やはり立地条件から見て、私もすごくその場所は最適な場所だということによく理解します。坂本議員が今反対をしているのは、そういったその農地法の問題やら、あるいはその選挙の関係でそこを選んだじゃないかというような言い方なのですけれども、決してそういうことはございません。これははっきり明言します。

私どもはやはりその評定をしたということは、15カ所のうち、やはりその、例えば建設費が安いとか、あるいは例えば道路条件がいいとか、水道だとか排水だとか、そういった、それから埋蔵文化財があるかないかとか、そういったものを全て選定してみた上での評定の仕方でありまして、

したがって、私はこれをいわゆるお金をかけて、これを調査しているわけでございまして、その調査結果に基づき、私も判断をして、立地条件としては申し分ないというのでこれをやったわけでございまして、どうも坂本議員から聞きますと、地元で反対しているし、よろしくないんじゃないかと。多分、いろんな場所を選定しても、そういったことは出てくる可能性はあります。もしそれ以上に有利な土地、あるいはここがいいんじゃないかということが議員様のほうからでも提案があれば、それも検討したいと、私はこう思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） あそこはもちろん水田ですけども、私は小さいときから、あそここの場所は非常に土地が軟弱で、水田としては肥沃な土壌でぬかる、昔で言えばぬかる、田植えするのに腰まで埋まるような土地であったわけです。

ですから、今土砂等を埋め立てしてはいますがけれども、実際建設する場合には、重量の鉄骨を立てるわけで、その重みに耐えるためには、水田であれば表土を剥いで、柔らかい表土を剥いで、そこに白州とか、そういうものを埋めて工事をするのが普通なわけですが、今のままですと、豆腐の上に土をかぶせて、そこに重量鉄骨の建物を建てる、そういうことになるわけで、工法的には深くいを打たないと、当然だめなわけですよ。新幹線の工事現場でもわかるとおり、10メートル以上穴を掘ってコンクリートを流しているように、そういう工事をしなければならないわけです。

そして、村長が今、土地が安いというふうに言いましたけれども、5億円から6億円の規模の建設費に対して、この前見させていただいた資料によると、わずか5,000万円があつた場所だと建設費が安いというデータを出していますが、それからいくとわずか10%か幾らか安いというだけであつて、全体の工事費から見たら大した金額ではないわけです。半分で建っているわけでもないし、あえてそういう場所を選ぶ必要は私はないと思うわけです。

それに、この前、8月26日に掘削、5カ所いたしました。副村長も立ち会いしていましたが、議員が3名ほどいましたけれども、明らかにどこかの解体をしたコンクリートブロックがたくさん出てきました。意図的に埋められていたと思います。村長が、客土するのにわざと下のほうにコンクリートを埋めたのではないかと言っているわけですが、それはない。本当の地盤をやるのであれば、砂利を敷くわけですよ。あんなコンクリート破片なんか入れても何の役にも立ちません。ですから、グリといって、このぐらいの大きい石を入れて、地盤を固めていくのが普通なわけです。

それに、ブルドーザーを使えば軟弱な地盤でも客土はできるわけです。現に水田に土砂をダンプで25台入れました。中沢・長科の土地改良で。その前も全てブルドーザーでならしていきますから、下にコンクリートなんか敷くということは考えられないわけですよ。

ですから、当てつけであるわけですよ。コンクリートの破片はわざと埋めたのではないかと。そうではないと思います。安い、ただ同然の土砂を埋めるということになれば、そういう廃材、産廃を入れたというふうと考えられるわけで、あちこちから大きな1メートル四方から50センチ四方のコンクリートの破片が出てきたということ、これに対しても、村が土地を購入して建設を強行するのかということが、私は大きな問題だと思うわけです。

ですから、その辺について再度答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） 済みません、ちょっと喉の調子が悪いのでございますけれども、確かに8月の26日午前8時30分から10時15分まで、議員さんからの要請等がありまして、5カ所の地区、今候補地に挙がっている土地の5カ所について試掘を行いました。議員さん3名と言いましたけれども、実際は議員の方々5名ごらんいただいたということでございます。

そして、試掘の穴は幅1.5メートルぐらい、長さ2メートルぐらい、深さが平均しますと1.13メートルぐらいの穴をそれぞれ5カ所やりました。その中でいっぱい出てきたというふうなお話でございますけれども、全部の中でそういうコンクリートの破片であるとか、玉石であるとか、出てきたわけでありませんが、ナンバー1の中央部のところではコンクリートの破片が11個出てまいりました。それから、東北部、バイパスに近くて蟹田に近いところ、ここからはコンクリートの破片が1カ所、それから西北部、山側の蟹田に近いほうについては、コンクリートの破片が3個、それから東南部については、玉石が5個、それからコンクリートの破片が1個、それからアスファルトの破片が1個、それから西南部、山側の青森側のところでありまして、ここからは玉石が1個、それからコンクリートの破片が12個出てまいりました。

ということで、先ほど坂本議員からたくさん出てきたというふうなお話でございますけれども、バランスよく掘削、試掘した中では、多く出てきたところ、あります。ほとんど出てこないところもあります。そして、村長も言われたとおり、瓦れき類といえますか、それらを工事現場から持ってきて捨てたというふうな認識は、こういうばらまきの、出てきた状況からして、必ずしもそうでないのではないか、断定するわけにはいかないのではないか。

村長が最初に申し上げたとおり、田んぼを、土を、土砂を入れて、畑またはそういう形で埋め立てするといった場合に、先ほど坂本議員もおっしゃいましたけれども、私存じませんでしたけれども、この田んぼ、大変ぬかる土地であったと、田んぼであったというふうなことで、そういうコンクリートの破片であったり、そういうものでダンプ・トラックとか運行する助けにしたのではなかろうかなというふうなことでございまして、そういうふうなことで、先ほどたくさん出てきた等々の話で、私、26日に議員の方々と一緒に現場を見させていただきまして、私の、これは数字を申し上げたいと思

ます。

以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） これ何回目でした。（「3回目」の声あり）村長が、選挙のことを私言いましたら、断じてないというふうに答弁していました。なぜ私が村長を追及するかといいますと、村長が以前、初めて議員に当選したときに、古川元村長に対しての追及がすさまじかったわけですよね。迫力もあって、大変なものでした。それは選挙絡みの応援した者に対しての追及でありました。

私は、今の村長が当選したときに、今選挙関係の話で、私は信用できないわけですよ。というのも、現にアシストの専務から紳装の常務も皆村長の選挙関係の有力なメンバーでした。そして、さらに2014年の8月の18日火曜日、蓬田衛生社の方と交渉しましたよね。そのときも、蓬田衛生社があるにもかかわらず、選挙の応援した方の息子さんが青森市の衛生社に勤務していた。それで、その蓬田衛生からその方に移すということが、話が、聞いたことがあります。私、ちょうどその日に現場にいました。ちょうど今の木村議長がいて、何をしているのか聞いたら……（「坂本議員、質問の内容がちょっとずれているので」の声あり）そういう関係もあって、選挙絡みでこういうことが行われているので、果たして今の場所も村長のそういう関係からあるのではないかということで疑問を持っているわけです。いくら村長がそういうことはないと言っても、信用できないということなわけです。それについては、気分を悪くしたと思いますが、答弁をお願いして終わります。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） そういった過去、過去というか、のことは見ながら、例えばそういう私の選挙にかかわることだというふうに疑問を持った、持たれたということでございますので、それはそれで坂本議員の考え方だと私は思っています。私にとっては、村の、村政の発展のためにこれをどうするかということで、一生懸命考えた上でそれをやってきているというふうに私は考えています。決して誰それさんのための利益とか、そういうことは考えたことはございません。

今の質問でいいますと、それと同じように、今のバイパスのところが、長科の土地が選ばれたんじゃないかということでございますけれども、それにつきまして私は、先ほども言いましたように、全くそういったことについては関与いたしておりません。まさ

に現場の中でそれを引っ張ってきてやって、一番有利な土地だから、いわゆる法律的に使える、お金に関しても、10%が安いか高いかという、何千万円の話です。実際は10%というのは、3,000万円、4,000万円の話ですので、私はその金がかからないようにすべきなのが、我々行政の、小さな行政の中での仕事であろうというふうに考えていますので、できれば、許されるならば、今の現地が一番理想的な土地だというふうに考えていますので、私は予算、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊議員。

○7番（坂本 豊君） 最後に、議長にも指摘されましたけれども、気分悪くされた方もいると思いますが、ご容赦願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。10分間。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第4 一般質問 2番 川崎憲二議員

○議長（木村 修君） 日程第4、2番川崎憲二君の質問を許します。

○2番（川崎憲二君） 2番の川崎です。

私からの質問は2点ほどになります。

まず、1点ですけれども、道路の幅の拡張ということで、以前から要望、出されていると思いますけれども、中学校通りの280号線からまず踏切までの一部のあの狭いところですが、あそこの拡張ということで、最近、バイパスを通過してから、あそこの交通量がかなりふえて、またスクールバス、コミュニティーのバス等も通るときもかなり不便で、信号待ちしている車がバックしたり、いろいろあそこは不便を感じているわけです。

それで、以前、その土地の所有者とも交渉したみたいですがけれども、そのときは価格等の折り合いがつかなくて買収できなかったというふうに聞いています。ただ、今は建物もなくなり、更地になっていますので、再度交渉して、あそこを買収なりして、道路を拡張してはどうかということで、その点について答弁をちょっと聞きたいです。よ

ろしくお願いします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 国道280号線から西側に45メートル区間の幅員がほかよりも狭くなっております。280号線バイパスが開通したことにより交通量がふえたことについては認識しております。道路の拡幅整備に向けて努力いたします。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） これ、前から、以前から要望が出ているわけであって、いろいろ村民なり、地域の住民はかなり不便を感じております。ですので、村の予算と道路の予算等もあると思いますが、やはり過疎債なり、そういうのを使用しまして、早急にこれを拡張していただきたいということですが、これについて村長はどう考えていますか。村長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 全く川崎議員のおっしゃるとおりであります。これは私も就任以来、これを何とか解消したいというのが私の思い、願いであります。

質問の中で言われておりましたとおり、過去にというのは、平成10年前後だったように私は伺っていますけれども、そのころに拡幅について所有者と買収の交渉を行ったようではありますが、価格と同時に何か別な要因があったのかわかりませんが、買収に応じなかったというのが、その経緯であります。

現在、相続がなされていて、私が調べていただいた限りでは、地権者はもう相続されているように聞いています。聞いていますけれども、直接まだ私のほうで交渉しなさいということは言うておりません。と申しますのは、やはり過去のことも、経緯も踏まえて、地権者の方が村民の不便にどう協力していただけるのかということを担当者、用地買収をする方も十分に理解しながらこれを進めないと、再び決裂するということがあり得るといふふうに判断しているからであります。

私自身も、そういう経緯の中でその用地買収交渉にぜひ参加、参加というか、自分が行かなければならない部分があるというふうには考えておりまして、私が申し上げたのはもう前から申し上げていまして、ここ二、三年のところでは何とか決着できないのかなという、そんな気持ちでございます。

全部買い取りするとか、あるいはそういったことについては、当然、所有者との意見

の中、あるいは村の土地の利用の仕方、そういったものも全て考えなければいけないというふうに思いますので、もう少し時間をくださいということであります。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 村長の答弁で、早目のその買収なり交渉ということでしたので、そこはお願いしたいと思いますし、できれば一部だとまた、本人、残った土地をどう利用するかとかあると思うので、全部買い取っても、今現在、踏切のすぐ下、工藤さんのすぐ蟹田側のほうが雪捨て場みたいになって、踏切のところに雪を盛っています。じゃなくて、そこを全部買い取りし、そこが雪捨て場にはなるのかなと感じますので、その辺も検討し、早目にそこを拡張してほしいなと思います。

続いて、それに関してなのですけれども、総合運動場からバイパスまでの道路も、あそこもかなり狭い。先ほどの道路よりは少しは広いのですけれども、あそこもかなり狭い状態です。スクールバス等もトレーニングセンターから帰って回る際に、運動場の前のぎりぎりまで、あそこはラインちょっとう、幅広にラインをこう引いていると思うのですけれども、あれぎりぎりを通っている状態です。冬になると、中学校の送迎等で、あそこもかなり混み合いますし渋滞もできているときもあります。また、紳装のバス等もあそこも通りますので、あそこも関連して拡張できないか、その辺もちょっと聞きたいと。答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 現地のほうを確認いたしました。白線と白線との内側の幅が5メートル10センチありました。普通乗用車がすれ違う村道になっております。冬期間、除雪機械が寄せた雪により道幅が狭く、すれ違うのが容易でないということですので、ロータリー車でたまった雪を飛ばして、交通に支障が出ないように努めます。

また、村道の拡幅については前向きに検討いたします。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 前向きという答弁でしたのですけれども、280号線からその踏切のところもやるのであれば、やはりそこは交通量が今かなりありますので、それと関連で同じ幅で、特にその総合運動場の上ですね、あの細谷さん宅からバイパスまでのあそこがかなり狭くて、バス1台、道路幅が5メートルとかあります。あそこは多分そんな

にないような感じに見えて、特に本当に冬の紳装のバス等が通るときは1台しか通れないという現状ですので、そこも、その関連づけて、あそこ、旧道の280号線からバイパスまでの、一気にそこを同じ幅で拡幅していただければなど。そこは先ほども言ったとおり、村の道路の工事費等の予算もあると思いますけれども、やはり住民、地域の方が本当に不便で、本当に去年は紳装でなくて、中学校の送迎をした人は側溝に車を落としたりしている現状もありますので、事故等が起きる前に、そういうのは対処していただきたいなと思いますので、その辺はぜひとも早目の拡幅をお願いしたいと思います。

2つ目なのですけれども、村の基幹作物、水稻なりトマトなのですけれども、今村の指定管理を受けて、施設をJA青森蓬田支店のほうで指定管理を受けて、ライスセンターなり、トマト選果場を運営しております。私ももとは農協職員ですので、その辺は十分理解しておりますけれども、近年、農協の職員がかなり不足して、蓬田支店等にも地元の間人等もいなくなり、いないというか、いますけれども、かなり少ない状態になっています。

それで、私が職員のとときからなのですけれども、ライスセンターの、旧、そのライスセンター、もう30年ほど経過しておりますけれども、そのライスセンターが年々老朽により、その維持費、管理等もかなりかかっている、昔のライスセンターなので、乾燥機に火をつけると泊まりにならないといけないと。それで、最低、泊まりの人が6人、また荷受け等、人がこう、荷受けに2人、最低でも1人、2人。また、ライスセンターですので、まず米をふく、玄米にやるあれなのですけれども、精米、逆に玄米にする、加工するのですけれども、それにもまた人が使うということで、かなり人員が必要となっていました。

それで、近年、これは農協の話なのであれなのですけれども、人を、作業員を確保するのにかなり厳しいという状況でやってきて、農協の今の現状でいくと、職員不足等もあり、支店の統廃合も実施するという、総代会でも話が出ております。

今現在では、蓬田のほうはまだ農業が盛んということで、その統廃合等には蓬田はまだ該当になっておりませんが、今後はどうなるかわからないという状況で、またトマトのその、トマトについても、農協の考えとすれば、今現在2カ所でトマトの選果場を運営しているわけですが、1カ所は本店の近く、もう1カ所が蓬田ということでやっていて、いずれは本店のほうに持っていくという構想を考えております。であれば、せっかく蓬田で施設を持っていて、ある程度ブランド化、トマトについては名前も売れて

おりますので、あっちに持っていかれると、蓬田のブランドもなくなるという状況にもなります。

そういうことから、今後、その指定管理を受けて、村の施設なのですけれども、村でもそういうのをこう、今は農業、水稲作付者、トマト生産者のことを考えて、今後、やはり村でもそういうのを今後どうやってやっていくか。またいきなり農協はやはり利益中心でいくので、利益が上がらないとすぐ、すぐは撤退しないと思いますけれども、まずやめるということはないと思いますけれども、そういうのも考えられると思いますので、今後、村でも考えていかないといけないかなと思っております。

他県ではライスセンター等、指定管理を受けている業者では、大きい法人に委託しているJAもあります。運営できないということで、委託しているJAもありますけれども、当地区ではそこを受けるような法人もないし、今現在そういう状況ですので、今後村でもそういうのを検討していかないといけないのかなと感じますけれども、その点についてどのように考えているか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田 徹君） お答えします。

JA青森の職員不足や支店の統廃合の動きがあることは把握しております。ライスセンターやトマトの選果施設の運営には、今現在は支障は出ていませんが、今後そのようなストラなどが進むにつれて、その運営に支障が出る可能性はあると思いますので、JA青森とも連絡を密にして協議を続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） 川崎憲二君。

○2番（川崎憲二君） 当然、今の施設の指定管理を受けている農協がもしやらない、うちではできないということになれば、出荷から生産まで全て農協主導になっていて、その支払いから全部、その生産までの流れが全部農協のそのシステムを使用しているので、当然農協が関連、かかわっていかないといけないので、その辺はやはり、以前の組合長ですと、村長といろいろありまして、余り協力的ではなかったということですが、今は組合長も変わりまして、その辺を十分農協と協議いたしまして、水稲農家、ライスセンターであれば、村の500町歩ぐらいある水稲の中で300町歩ぐらいはライスセンターを利用してありまして、半分以上は利用していますので、これがなくなるということになると、農家が米を生産しても受ける場所がないという状況になりますので、そこは

十分農協と協議いたしまして、施設等はなくなるとか、運営できなくなるとか、してほしいなと思います。

トマトにつきましても、確かに面積は減ってきておりますが、せっかくある蓬田のトマト、ブランドになっております。できれば本店のほうをこっちのほうに持ってこられるようにいろいろ話をしながら、トマトといえば蓬田というぐらいにしてほしいなど、その辺も検討して、農協と一緒に検討して、まず生産者に、生産者が安心して出荷できるような体制をやってほしいなということで、その辺、農協と密に本当に調整して、今後はやっていただきたいと。

その点につきまして私も、以前の勤め先ですので、何らか協力できることは協力して、村のためにやっていきたいと思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、2番川崎憲二君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 3番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第5、久慈省悟君の質問を許します。

○3番（久慈省悟君） お昼近くになりましたけれども、おはようございます。

それでは、通告しておきました2つの質問に入りたいと思います。

初めに、障害者の健常に向けての働きについてということで届けております。7月に、私たち議員が、三重県は鈴鹿市ロボケアセンターに視察に行ってきました。病院やリハビリセンターの人的なリハビリには限界があります。鈴鹿ロボケアセンターは、ロボットの器具をリースする働きがあります。当村の社会福祉協議会を通じて事業化できないかということを質問しますが、私は、病院やリハビリセンターが行う人的リハビリには、健常者に向けての効果というものに限界を感じます。鈴鹿ロボケアセンターは、装着した器具に脳からの指令を受けたセンサーがキャッチして器具を動かすような、そういう動きがあります。障害を持っている人たちが自分の力で動けなくなった手足に対して機械的な働きを持った助けがあれば、もっともっと障害がなかった姿に近づけていくことが、ビデオを見させていただきましたが、わかります。

そこで、担当課長並びに村長にお伺ひいたしますが、そういう当村の人たちの、障害を持っている人たちに対して、そういう行政が力をかけた、そういうリハビリを今後はできないものか、お伺ひいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高田一憲君） 議員が言うように、病院及び個人でのリハビリには限界があることは間違いないものと感じております。

通告をいただいてから、鈴鹿ロボケアセンターで行われているロボスーツを使った歩行トレーニング事業について、内容を私のほうで確認をいたしました。それによれば、最先端技術を駆使し開発され、世界でも類を見ない自立動作支援ロボットによるトレーニングでの効果も大きいものであるということがうかがえます。

ただし、当村での事業展開を考えた場合、ロボットスーツを扱う技術体制、トレーニング専門スタッフ等のクリアしなければならない課題が大きいものだと考えます。

現在、当村で行っている障害者機能訓練に青森県保健大学理学療法学科から講師を招いて、年12回の専門的な訓練を今年度から始めております。また、本年6月に弘前大学との協定を結ばせていただいた連携協力事項の中で、健康・医療・福祉に関することもうたわれており、これらの専門的な地域資源を効果的に活用しながら、今後の当村におけるさまざまな福祉事業等への前向きな検討を重ねていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 担当課長のほうから、大学並びに県のほうとの連携ということの説明を受けました。しかし、その説明の中のケアのやり方というのは、やはり従来どおりだと思います。ロボケアセンターの器具を装着する、そのことのノウハウというのは、そういうスタッフもうちの村では持っていないし、なかなか難しいという言葉だと思いますが、そういうところに人を送ってセンサーの装着からそういうケアをするための要員を教育する、そういう意味で予算に盛り込んで、そういう事業の一步一步を展開していけば、当村の障害者がどんどんなくなって、あつたと、障害が残ったとしても、1人で生活ができるほどの回復力が見込めれば、私はこの上ない、双方にとって幸せな人生を送ることができるものと思います。

村長にお尋ねしますが、そういう村民に対して、やはり優しい村づくりを目指すべきと私は考えますので、直ちにということにはならないかもしれません。しかし、検討する余地というのは十分あると思いますので、一言つけ足していただければ助かります。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私はこのロボケアセンターというものに対しては、あんまり知識

がないのでございますけれども、視察研修に行つてすごくよかつた、障害者のリハビリには必要だというふうな見解を持ってきたようであります。多分、将来的にはそういうのが使われてくるというのは想像にかたくない、近々これが実現するのだらうというふうにお話、質問を見ております。

ただ、村がそれをやるのかどうか、制度として蓬田村がその、じゃあ具体的な仕組みづくりをどうやるのか、簡単に言うと、運営主体がどこになるのか、技術をどのように提供してもらうのか、そういったことをもつともつと深く掘り下げないと、これはできないだらうなというふうに思います。

その場合、やはり障害者の負担の問題でありますとか、あるいは重度医療のあり方がありますとか、そういったものを全てクリアしないと、なかなか行政の中には乗ってこないものだというふうに思います。

要員を派遣してという言葉がございましたけれども、確かに要員を派遣するのであれば、それが行政で行うべきものなのかどうか、その辺も十分検討しないといけないというふうに思います。例えば民間の介護施設がそれをやりたいとなれば、それを助成していくという方向では考えてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 確かに、何をすることもお金がかかるわけで、それは予算ということでございますけれども、やはり事業主体となれば、我が村の社会福祉協議会がなすべきものだらうと私はそう考えます。そこに補助金を出して要員を送り、その方に教育を施しながらマスターしていくと。

そして、ロボケアセンターは個人には貸し出さない、業者とか、そういう団体というところには貸し出すということでしたので、私たち個人的に障害を持つ姿な者であれば、借りることはできないわけですね。ですから、団体とか、そういう行政側とか、そういう主体がはっきりしている、そういうところにははっきり貸し出すと言っておりますので、やはりそういう障害者のいる地域というのは行政が力を注いで、主体的な事業主というのは社会福祉協議会に委託するとか、そういう方向で少しずつクリアしなければならぬ問題というのは、話し合っていけばクリアできるわけですので、そういう動きをやるかやらないか、やる気があるかないか、それだと思いますので、やはりそういった障害を持つ人たちは、好きで障害を持っているわけではなく、脳の血管が切れたり、梗

塞になったり、いろんな意味で、急にべろっとぐあいが悪くなって障害を持つような結果になってしまっているのです、そういう人たちにもっともっと優しい行政でありたいなということから質問いたしたわけでございますので、またこの件に関しては、いつかまた質問する機会があると思いますので、とりあえずはこういうことを前向きに検討していただきたいと思いましたので、質問いたしました。

次に、2つ目の質問に入ります。

瀬辺地天満宮ののり面崩落についてということでございます。

瀬辺地天満宮ののり面は急斜面で松の木の枝等が電線にかぶさっています。崩落災害時には、電線や交通遮断の影響も懸念されます。その電線が遮断されれば当然、停電にもなりますし、さまざまな地域が困ってしまうわけでございますけれども、そして崩落、過去に広瀬川ののり面が崩落しています。崩落防止対策をどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） N T T 東日本の電柱の電線にかかっている松の木の枝や杉の木の枝については、N T T 東日本に連絡して枝を切ってもらうようお願いいたします。

のり面の崩落防止の対策をする必要があるのではないかということについては、県の急傾斜崩壊危険区域に指定されておりますので、県の担当者の方と現地を確認して、崩落防止対策についてお願いしたいと考えております。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 課長の答弁の中で、松とか枝に関してはN T T 東日本のほうに枝切りをお願いする。そして、崩落に関しては県民局のほうと連携をとりたいという回答でございましたが、下の民家が数カ所ございますので、上に伸びた松とか杉は横に倒れた場合、私たちが想像する以上に長いもので、もしそういうふうなことになれば、あの6メートル道路ははるかに飛び越して、民家の家屋を破壊すると思います。

そのためにもやはり前向きな検討をしてくださったので、ぜひそれらを進めて、できるだけ早い段階のうちに災害が起きる前に、そういうふうに県民局側のほうと連携をとり、のり面保護に力を注いでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、3番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11 時 24 分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 11 月 21 日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 吉 田 勉

会議録署名議員 森 弘 美